

## Ⅷ. 防衛・風力発電調整法の施行に伴う環境影響評価手続を進める際の留意点について

### 1. 概要

陸上風力発電設備が、我が国周辺の警戒監視等を行う自衛隊等のレーダーや人工衛星と地上局との間で行われる無線通信に障害を及ぼす恐れがあることを踏まえ、風力発電の導入促進と自衛隊等の活動との調和を図るため、「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和6年法律第39号）（以下「防衛・風力発電調整法」という。）」が令和6年5月17日に成立。

これにより、防衛大臣の指定する電波障害防止区域内に陸上風力発電設備を設置する場合には、環境影響評価手続における評価書確定通知受領後から着工前までの期間に、設備位置・風車高等について防衛省への届出が義務付けられることとなった。

さらに、届出を行った陸上風力発電設備について、防衛大臣は自衛隊等の使用する電波の伝搬障害の有無を通知し、影響がある場合には、通知日から最長2年間工事を行うことが出来ず、防衛大臣と協議を行うこととなる。

なお、届出を行わずに着工した場合や、上記の工事禁止期間中に工事を行った場合等には、防衛・風力発電調整法に基づく罰則が適用される場合がある。

### 2. 風力発電事業者へのお願い

以上の新制度が開始されるため、電波障害防止区域（当該区域以外にわたる場合を含む。）において陸上風力発電設備を設置若しくはリプレースをしようとする事業者においては、環境影響評価手続を円滑に行う観点から、事業計画策定の可能な限り早期の段階で、防衛省への事前相談を行う等の対応をお願いする。

具体的には、以下①～⑤の各段階で、それぞれ記載の内容を実施されたい。

#### ① 計画段階環境配慮書送付まで

可能な限り早期の段階で事業内容を防衛省へ事前相談

※事前相談の方法は、4. に記載の問い合わせ先より防衛省へ確認。

#### ② 環境影響評価方法書作成時

方法書を作成する際、事業内容を防衛省へ事前相談

#### ③ 環境影響評価準備書作成時

準備書を作成する際、事業内容を防衛省へ事前相談

準備書を経済産業省に届出する際、経済産業省に防衛省との相談結果を通知

#### ④ 環境影響評価書作成時

評価書を作成する際、事業内容を防衛省へ事前相談

評価書を経済産業省に届出する際、経済産業省に防衛省との相談結果を通知

#### ⑤ 確定通知受領後から着工前まで

防衛省に対し防衛・風力発電調整法に基づく届出を提出

なお、防衛省は、電波障害防止区域以外の区域において陸上風力発電設備を設置若しくはリプレースをしようとする場合においても、引き続き、事業計画策定の可能な限り早期の段階で事前相談を行う等の対応をお願いしている。

### 3. 事前相談についての留意点

陸上風力発電設備の設備位置・風車高等が未定の場合であっても、早い段階での防衛省への事前相談が推奨される。

4. 防衛省の問合せ先

防衛省防衛政策局運用基盤課 風力発電相談窓口

03-3268-3111

f-soudan@ext.mod.go.jp

【防衛省HP】

<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/windpower/index.html>